

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
52	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岩国市長

## 公表日

令和7年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>②資格確認書、資格情報通知書、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「資格確認書等」という。)に関する事務</p> <p>③保険給付の支給に関する事務</p> <p>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</p> <p>⑤保険給付の一時差止めに関する事務</p> <p>⑥国民健康保険料の賦課及び減免に関する事務</p> <p>⑦国民健康保険料(税)の収納、還付、充当等を行う収納管理事務</p> <p>⑧督促状等の送付や滞納整理を行う滞納整理事務</p> <p>⑨各種の証明(資格確認書等を除く。)発行事務</p> <p>⑩国民健康保険の保健事業に関する事務</p> <p>⑪国民健康保険の資格継続及び高額該当回数引き継ぎ事務</p> <p>⑫オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)</p>
③システムの名称	<p>①住記・税システム</p> <p>②団体内統合宛名システム</p> <p>③中間サーバー</p> <p>④国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)</p> <p>※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>⑤医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル、保険給付ファイル、賦課ファイル、収納管理ファイル、滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表24及び44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条、第24条</li> <li>・岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第24条</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、表3の項、表6の項、表13の項、表16の項、表19の項、表27の項、表38の項、表42の項、表48の項、表56の項、表65の項、表69の項、表83の項、表87の項、表111の項、表115の項、表125の項、表131の項、表137の項、表141の項、表145の項、表158の項、表161の項、表164の項、表165の項、表166の項、表173の項 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、表69の項、表70の項、表71の項 <オンライン資格確認の準備事務の根拠> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部 保険年金課、総合政策部 収税課
②所属長の役職名	保険年金課長、収税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岩国市 総務部 総務課 〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14番51号 電話 0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岩国市 健康医療部 保険年金課 〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14番51号 電話 0827-29-5082
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	岩国市マイナンバー管理マニュアル、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従って、次のとおり取扱いを徹底する。 ・マイナンバー取扱担当者を指定する。 ・取扱い担当者への研修を行う。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書庫に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に確実なマスキング処理等を行い、複数人で確認する。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ユーザ認証の管理を行っている。 ・漏えい・滅失のリスクが高いのは、高額療養費申請書等に記載されている特定個人情報を含む書類の紛失であるため、業務後は施錠できる書庫に保管・管理し、廃棄の段階では書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行ったうえで、直接処分施設へ搬入している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務	・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「被保険者証等」という。)に関する事務	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・保険料の徴収又は保険料の賦課及び減免に関する事務	・国民健康保険料の賦課及び減免に関する事務	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・国民健康保険料(税)の収納、還付、充当等を行う収納管理事務	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・督促状等の送付や滞納整理を行う滞納整理事務	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・各種の証明(被保険者証等を除く。)発行事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・国民健康保険の保健事業に関する事務	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住基・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	住基・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、30の項	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(仮称)岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の42項、番号法別表第二主務省令第25条	・番号法別表第二の27項 ・番号法別表第二の42項、番号法別表第二主務省令第25条	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 介護保険課、健康福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課、総合政策部 収税課	事前	
平成27年12月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 森本聡子、保険年金課長 森川義雄	保険年金課長 森川 義雄、収税課長 片岡久	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成28年6月30日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「被保険者証等」という。)に関する事務</li> <li>・保険給付の支給に関する事務</li> <li>・保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</li> <li>・保険給付の一時差止めに関する事務</li> <li>・国民健康保険料の賦課及び減免に関する事務</li> <li>・国民健康保険料(税)の収納、還付、充当等を行う収納管理事務</li> <li>・督促状等の送付や滞納整理を行う滞納整理事務</li> <li>・各種の証明(被保険者証等を除く。)発行事務</li> <li>・国民健康保険の保健事業に関する事務</li> <li>・国民健康保険の資格継続及び高額該当回数引き継ぎ事務</li> </ul>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「被保険者証等」という。)に関する事務</li> <li>・保険給付の支給に関する事務</li> <li>・保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</li> <li>・保険給付の一時差止めに関する事務</li> <li>・国民健康保険料の賦課及び減免に関する事務</li> <li>・国民健康保険料(税)の収納、還付、充当等を行う収納管理事務</li> <li>・督促状等の送付や滞納整理を行う滞納整理事務</li> <li>・各種の証明(被保険者証等を除く。)発行事務</li> <li>・国民健康保険の保健事業に関する事務</li> <li>・国民健康保険の資格継続及び高額該当回数引き継ぎ事務</li> </ul>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住基・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	住基・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)の窓口端末(以下「国保総合PC」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。		
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	番号法第9条第1項 番号法別表第一の16の項、30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条		
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号</li> <li>&lt;情報提供の根拠&gt;</li> <li>・番号法別表第二の1の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(番号法別表第二主務省令)第1条</li> <li>・番号法別表第二の2の項、番号法別表第二主務省令第2条</li> <li>・番号法別表第二の3の項、番号法別表第二主務省令第3条</li> <li>・番号法別表第二の4の項、番号法別表第二主務省令第4条</li> <li>・番号法別表第二の5の項、番号法別表第二主務省令第5条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号</li> <li>&lt;情報提供の根拠&gt;</li> <li>・番号法別表第二の1の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二主務省令」という。)第1条</li> <li>・番号法別表第二の2の項、番号法別表第二主務省令第2条</li> <li>・番号法別表第二の3の項、番号法別表第二主務省令第3条</li> <li>・番号法別表第二の4の項、番号法別表第二主務省令第4条</li> <li>・番号法別表第二の5の項、番号法別表第二主務省令第5条</li> <li>・番号法別表第二の9の項、番号法別表第二主務省令第8条</li> <li>・番号法別表第二の12の項、番号法別表第二主務省令第10条の2</li> <li>・番号法別表第二の15の項、番号法別表第二主務省令第11条の2</li> <li>・番号法別表第二の17の項、番号法別表第二主務省令第12条の3</li> <li>・番号法別表第二の22の項、番号法別表第二主務省令第15条</li> </ul>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の26項、番号法別表第二主務省令第19条</li> <li>・番号法別表第二の27項、番号法別表第二主務省令第20条</li> <li>・番号法別表第二の42項、番号法別表第二主務省令第25条</li> <li>・番号法別表第二の62項、番号法別表第二主務省令第33条</li> <li>・番号法別表第二の80項、番号法別表第二主務省令第43条</li> <li>・番号法別表第二の87項、番号法別表第二主務省令第44条</li> <li>・番号法別表第二の93項、番号法別表第二主務省令第46条</li> <li>・番号法別表第二の17項</li> <li>・番号法別表第二の22項</li> <li>・番号法別表第二の30項</li> <li>・番号法別表第二の33項</li> <li>・番号法別表第二の39項</li> <li>・番号法別表第二の46項</li> <li>・番号法別表第二の58項</li> <li>・番号法別表第二の88項</li> <li>・番号法別表第二の97項</li> <li>・番号法別表第二の106項</li> <li>・番号法別表第二の109項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の26の項、番号法別表第二主務省令第19条</li> <li>・番号法別表第二の27の項、番号法別表第二主務省令第20条</li> <li>・番号法別表第二の30の項</li> <li>・番号法別表第二の33の項、番号法別表第二主務省令第22条の2</li> <li>・番号法別表第二の39の項、番号法別表第二主務省令第24条の2</li> <li>・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条</li> <li>・番号法別表第二の46の項</li> <li>・番号法別表第二の58の項、番号法別表第二主務省令第31条の2</li> <li>・番号法別表第二の62の項、番号法別表第二主務省令第33条</li> <li>・番号法別表第二の78の項、番号法別表第二主務省令第41条の2</li> <li>・番号法別表第二の80の項、番号法別表第二主務省令第43条</li> <li>・番号法別表第二の87の項、番号法別表第二主務省令第44条</li> <li>・番号法別表第二の88の項</li> <li>・番号法別表第二の93の項、番号法別表第二主務省令第46条</li> <li>・番号法別表第二の97の項、番号法別表第二主務省令第49条</li> <li>・番号法別表第二の106の項、番号法別表第二主務省令第53条</li> <li>・番号法別表第二の109の項、番号法別表第二主務省令第55条の2</li> <li>・番号法別表第二の120の項</li> </ul>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法別表第二の27項 ・番号法別表第二の42項、番号法別表第二主務省令第25条 ・番号法別表第二の44項、番号法別表第二主務省令第26条 ・番号法別表第二の43項 ・番号法別表第二の45項 ・番号法別表第二の46項	<情報照会の根拠> ・番号法別表第二の27の項 ・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条 ・番号法別表第二の43の項、番号法別表第二主務省令第25条の2 ・番号法別表第二の44の項、番号法別表第二主務省令第26条 ・番号法別表第二の45の項		
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 森川義雄	保険年金課長 西本博之	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 西本博之、収税課長 片岡久	保険年金課長 志賀浩明、収税課長 上田勝久	事前	平成30年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月29日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 志賀浩明、収税課長 上田勝久	保険年金課長、収税課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月29日	IV リスク対策		IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第一の16の項、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条、第24条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	番号法第9条第1項 番号法別表第一の16の項、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条、第24条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法別表第二の1の項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第1条 ・番号法別表第二の2の項、番号法別表第二主務省令第2条 ・番号法別表第二の3の項、番号法別表第二主務省令第3条 ・番号法別表第二の4の項、番号法別表第二主務省令第4条 ・番号法別表第二の5の項、番号法別表第二主務省令第5条 ・番号法別表第二の9の項、番号法別表第二主務省令第8条 ・番号法別表第二の12の項、番号法別表第二主務省令第10条の2 ・番号法別表第二の15の項、番号法別表第二主務省令第11条の2 ・番号法別表第二の17の項、番号法別表第二主務省令第12条の3 ・番号法別表第二の22の項、番号法別表第二主務省令第15条 ・番号法別表第二の26の項、番号法別表第二主務省令第19条 ・番号法別表第二の27の項、番号法別表第二主務省令第20条 ・番号法別表第二の30の項 ・番号法別表第二の33の項、番号法別表第二主務省令第22条の2 ・番号法別表第二の39の項、番号法別表第二主務省令第24条の2	<情報提供の根拠> ・番号法別表第二の1の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第1条 ・番号法別表第二の2の項、番号法別表第二主務省令第2条 ・番号法別表第二の3の項、番号法別表第二主務省令第3条 ・番号法別表第二の4の項、番号法別表第二主務省令第4条 ・番号法別表第二の5の項、番号法別表第二主務省令第5条 ・番号法別表第二の9の項、番号法別表第二主務省令第8条 ・番号法別表第二の12の項、番号法別表第二主務省令第10条の2 ・番号法別表第二の15の項、番号法別表第二主務省令第11条の2 ・番号法別表第二の17の項、番号法別表第二主務省令第12条の3 ・番号法別表第二の22の項、番号法別表第二主務省令第15条 ・番号法別表第二の26の項、番号法別表第二主務省令第19条 ・番号法別表第二の27の項、番号法別表第二主務省令第20条 ・番号法別表第二の30の項 ・番号法別表第二の33の項、番号法別表第二主務省令第22条の2 ・番号法別表第二の39の項、番号法別表第二主務省令第24条の2	事後	記載内容の見直しによるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	前項のつづき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条</li> <li>・番号法別表第二の46の項</li> <li>・番号法別表第二の58の項、番号法別表第二主務省令第31条の2</li> <li>・番号法別表第二の62の項、番号法別表第二主務省令第33条</li> <li>・番号法別表第二の78の項、番号法別表第二主務省令第41条の2</li> <li>・番号法別表第二の80の項、番号法別表第二主務省令第43条</li> <li>・番号法別表第二の87の項、番号法別表第二主務省令第44条</li> <li>・番号法別表第二の88の項</li> <li>・番号法別表第二の93の項、番号法別表第二主務省令第46条</li> <li>・番号法別表第二の97の項、番号法別表第二主務省令第49条</li> <li>・番号法別表第二の106の項、番号法別表第二主務省令第53条</li> <li>・番号法別表第二の109の項、番号法別表第二主務省令第55条の2</li> <li>・番号法別表第二の120の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条</li> <li>・番号法別表第二の46の項</li> <li>・番号法別表第二の58の項、番号法別表第二主務省令第31条の2</li> <li>・番号法別表第二の62の項、番号法別表第二主務省令第33条</li> <li>・番号法別表第二の78の項、番号法別表第二主務省令第41条の2</li> <li>・番号法別表第二の80の項、番号法別表第二主務省令第43条</li> <li>・番号法別表第二の87の項、番号法別表第二主務省令第44条</li> <li>・番号法別表第二の88の項</li> <li>・番号法別表第二の93の項、番号法別表第二主務省令第46条</li> <li>・番号法別表第二の97の項、番号法別表第二主務省令第49条</li> <li>・番号法別表第二の106の項、番号法別表第二主務省令第53条</li> <li>・番号法別表第二の109の項、番号法別表第二主務省令第55条の2</li> </ul>	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	平成30年6月29日 時点	令和1年6月28日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年6月29日 時点	令和1年6月28日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	<p>I 関連情報</p> <p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p> <p>②事務の概要</p>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>・被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「被保険者証等」という。)に関する事務</li> <li>・保険給付の支給に関する事務</li> <li>・保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</li> <li>・保険給付の一時差止めに関する事務</li> <li>・国民健康保険料の賦課及び減免に関する事務</li> <li>・国民健康保険料(税)の収納、還付、充当等を行う収納管理事務</li> <li>・督促状等の送付や滞納整理を行う滞納整理事務</li> <li>・各種の証明(被保険者証等を除く。)発行事務</li> <li>・国民健康保険の保健事業に関する事務</li> <li>・国民健康保険の資格継続及び高額該当回数引き継ぎ事務</li> </ul>	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</li> <li>②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「被保険者証等」という。)に関する事務</li> <li>③保険給付の支給に関する事務</li> <li>④保険医療機関等への一部負担金に係る措置に関する事務</li> <li>⑤保険給付の一時差止めに関する事務</li> <li>⑥国民健康保険料の賦課及び減免に関する事務</li> <li>⑦国民健康保険料(税)の収納、還付、充当等を行う収納管理事務</li> <li>⑧督促状等の送付や滞納整理を行う滞納整理事務</li> <li>⑨各種の証明(被保険者証等を除く。)発行事務</li> <li>⑩国民健康保険の保健事業に関する事務</li> <li>⑪国民健康保険の資格継続及び高額該当回数引き継ぎ事務</li> <li>⑫オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。)</li> </ol>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住基・税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。)の窓口端末(以下「国保総合PC」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	①住基・税システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー ④国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」(※)という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 ⑤医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第一の16の項、30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の16の項、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。) 第16条、第24条 ・岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)  <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の1の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第1条</li> <li>・番号法別表第二の2の項、番号法別表第二主務省令第2条</li> <li>・番号法別表第二の3の項、番号法別表第二主務省令第3条</li> <li>・番号法別表第二の4の項、番号法別表第二主務省令第4条</li> <li>・番号法別表第二の5の項、番号法別表第二主務省令第5条</li> <li>・番号法別表第二の9の項、番号法別表第二主務省令第8条</li> <li>・番号法別表第二の12の項、番号法別表第二主務省令第10条の2</li> <li>・番号法別表第二の15の項、番号法別表第二主務省令第11条の2</li> <li>+J28・番号法別表第二の17の項、番号法別表第二主務省令第12条の3</li> <li>・番号法別表第二の22の項、番号法別表第二主務省令第15条</li> <li>・番号法別表第二の26の項、番号法別表第二主務省令第19条</li> <li>・番号法別表第二の27の項、番号法別表第二主務省令第20条</li> <li>・番号法別表第二の30の項</li> <li>・番号法別表第二の33の項、番号法別表第二主務省令第22条の2</li> <li>・番号法別表第二の39の項、番号法別表第二主務省令第24条の2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号</li> </ul> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の1の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第1条</li> <li>・番号法別表第二の2の項、番号法別表第二主務省令第2条</li> <li>・番号法別表第二の3の項、番号法別表第二主務省令第3条</li> <li>・番号法別表第二の4の項、番号法別表第二主務省令第4条</li> <li>・番号法別表第二の5の項、番号法別表第二主務省令第5条</li> <li>・番号法別表第二の9の項、番号法別表第二主務省令第8条</li> <li>・番号法別表第二の12の項、番号法別表第二主務省令第10条の2</li> <li>・番号法別表第二の15の項、番号法別表第二主務省令第11条の2</li> <li>・番号法別表第二の17の項、番号法別表第二主務省令第12条の3</li> <li>・番号法別表第二の22の項、番号法別表第二主務省令第15条</li> <li>・番号法別表第二の26の項、番号法別表第二主務省令第19条</li> <li>・番号法別表第二の27の項、番号法別表第二主務省令第20条</li> <li>・番号法別表第二の30の項</li> <li>・番号法別表第二の33の項、番号法別表第二主務省令第22条の2</li> <li>・番号法別表第二の39の項、番号法別表第二主務省令第24条の2</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	前項のつづき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条</li> <li>・番号法別表第二の46の項</li> <li>・番号法別表第二の58の項、番号法別表第二主務省令第31条の2</li> <li>・番号法別表第二の62の項、番号法別表第二主務省令第33条</li> <li>・番号法別表第二の78の項、番号法別表第二主務省令第41条の2</li> <li>・番号法別表第二の80の項、番号法別表第二主務省令第43条</li> <li>・番号法別表第二の87の項、番号法別表第二主務省令第44条</li> <li>・番号法別表第二の88の項</li> <li>・番号法別表第二の93の項、番号法別表第二主務省令第46条</li> <li>・番号法別表第二の97の項、番号法別表第二主務省令第49条</li> <li>・番号法別表第二の106の項、番号法別表第二主務省令第53条</li> <li>・番号法別表第二の109の項、番号法別表第二主務省令第55条の2</li> <li>&lt;情報照会の根拠&gt;</li> <li>・番号法別表第二の27の項</li> <li>・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条</li> <li>・番号法別表第二の43の項、番号法別表第二主務省令第25条の2</li> <li>・番号法別表第二の44の項、番号法別表第二主務省令第26条</li> <li>・番号法別表第二の45の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条</li> <li>・番号法別表第二の46の項</li> <li>・番号法別表第二の58の項、番号法別表第二主務省令第31条の2</li> <li>・番号法別表第二の62の項、番号法別表第二主務省令第33条</li> <li>・番号法別表第二の78の項、番号法別表第二主務省令第41条の2</li> <li>・番号法別表第二の80の項、番号法別表第二主務省令第43条</li> <li>・番号法別表第二の87の項、番号法別表第二主務省令第44条</li> <li>・番号法別表第二の88の項</li> <li>・番号法別表第二の93の項、番号法別表第二主務省令第46条</li> <li>・番号法別表第二の97の項、番号法別表第二主務省令第49条</li> <li>・番号法別表第二の106の項、番号法別表第二主務省令第53条</li> <li>・番号法別表第二の109の項、番号法別表第二主務省令第55条の2</li> <li>&lt;情報照会の根拠&gt;</li> <li>・番号法別表第二の27の項</li> <li>・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条</li> <li>・番号法別表第二の43の項、番号法別表第二主務省令第25条の2</li> <li>・番号法別表第二の44の項、番号法別表第二主務省令第26条</li> <li>・番号法別表第二の45の項</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;オンライン資格確認の準備事務の根拠&gt;</li> <li>・番号法附則第6条第4項</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事前	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年6月28日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の109の項、番号法別表第二 主務省令第55条の2	・番号法別表第二の109の項、番号法別表第二 主務省令第55条の2 ・番号法別表第二の120の項、番号法別表第二 主務省令第59条の3	事後	法改正による変更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和2年6月30日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年6月30日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変 更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	番号法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「被保険者証等」という。)に関する事務	②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「被保険者証等」という。)に関する事務	事後	記載内容の見直しによるもの
令和4年7月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の58の項、番号法別表第二主務省令第31条の2	・番号法別表第二の58の項、番号法別表第二主務省令第31条の2の2	事後	法改正による変更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和4年7月29日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和5年7月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課、総合政策部 収税課	健康医療部 保険年金課、総合政策部 収税課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部 保険年金課 〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14番51号 電話 (保険年金課)0827-29-5082	健康医療部 保険年金課 〒740-8585 山口県岩国市今津町1丁目14番51号 電話 0827-29-5082	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「被保険者証等」という。)に関する事務 ⑨各種の証明(被保険者証等を除く。)発行事務	②資格確認書、資格情報通知書、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書(以下「資格確認書等」という。)に関する事務 ⑨各種の証明(資格確認書等を除く。)発行事務	事後	制度改正による修正(証の名称)のため
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の16の項、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第16条、第24条 ・岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)  <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 ・番号法別表24及び44の項 ・岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)  <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法第9条第1項 ・番号法別表44の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	根拠法令の修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>&lt;情報提供の根拠&gt;</li> <li>・番号法別表第二の1の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。）第1条</li> <li>・番号法別表第二の2の項、番号法別表第二主務省令第2条</li> <li>・番号法別表第二の3の項、番号法別表第二主務省令第3条</li> <li>・番号法別表第二の4の項、番号法別表第二主務省令第4条</li> <li>・番号法別表第二の5の項、番号法別表第二主務省令第5条</li> <li>・番号法別表第二の9の項、番号法別表第二主務省令第8条</li> <li>・番号法別表第二の12の項、番号法別表第二主務省令第10条の2</li> <li>・番号法別表第二の15の項、番号法別表第二主務省令第11条の2</li> <li>・番号法別表第二の17の項、番号法別表第二主務省令第12条の3</li> <li>・番号法別表第二の22の項、番号法別表第二主務省令第15条</li> <li>・番号法別表第二の26の項、番号法別表第二主務省令第19条</li> <li>・番号法別表第二の27の項、番号法別表第二主務省令第20条</li> <li>・番号法別表第二の30の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;情報提供の根拠&gt;</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2の項、表3の項、表13の項、表16の項、表19の項、表27の項、表38の項、表42の項、表48の項、表56の項、表65の項、表69の項、表83の項、表87の項、表111の項、表115の項、表125の項、表131の項、表137の項、表141の項、表145の項、表158の項</li> <li>&lt;情報照会の根拠&gt;</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項、表69の項、表70の項、表71の項</li> <li>&lt;オンライン資格確認の準備事務の根拠&gt;</li> <li>・番号法附則第6条第4項</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事後	根拠法令の修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法別表第二の33の項、番号法別表第二主務省令第22条の2</li> <li>・番号法別表第二の39の項、番号法別表第二主務省令第24条の2</li> <li>・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条</li> <li>・番号法別表第二の46の項</li> <li>・番号法別表第二の58の項、番号法別表第二主務省令第31条の2の2</li> <li>・番号法別表第二の62の項、番号法別表第二主務省令第33条</li> <li>・番号法別表第二の78の項、番号法別表第二主務省令第41条の2</li> <li>・番号法別表第二の80の項、番号法別表第二主務省令第43条</li> <li>・番号法別表第二の87の項、番号法別表第二主務省令第44条</li> <li>・番号法別表第二の88の項</li> <li>・番号法別表第二の93の項、番号法別表第二主務省令第46条</li> <li>・番号法別表第二の97の項、番号法別表第二主務省令第49条</li> <li>・番号法別表第二の106の項、番号法別表第二主務省令第53条</li> <li>・番号法別表第二の109の項、番号法別表第二主務省令第55条の2</li> <li>・番号法別表第二の120の項、番号法別表第二主務省令第59条の3</li> </ul>			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<情報照会の根拠> ・番号法別表第二の27の項 ・番号法別表第二の42の項、番号法別表第二主務省令第25条 ・番号法別表第二の43の項、番号法別表第二主務省令第25条の2 ・番号法別表第二の44の項、番号法別表第二主務省令第26条 ・番号法別表第二の45の項  <オンライン資格確認の準備事務の根拠> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項			
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更
令和6年12月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業の追加記載	事後	新たに追加された項目
令和6年12月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策の追加記載	事後	新たに追加された項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項</li> <li>・番号法別表24及び44の項</li> <li>・岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項</li> <li>・番号法別表44の項</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表24及び44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条、第24条</li> <li>・岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表44の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第24条</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事後	根拠法令の修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2の項、表3の項、表13の項、表16の項、表19の項、表27の項、表38の項、表42の項、表48の項、表56の項、表65の項、表69の項、表83の項、表87の項、表111の項、表115の項、表125の項、表131の項、表137の項、表141の項、表145の項、表158の項</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項、表69の項、表70の項、表71の項</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備事務の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法附則第6条第4項</li> <li>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、表3の項、表6の項、表13の項、表16の項、表19の項、表27の項、表38の項、表42の項、表48の項、表56の項、表65の項、表69の項、表83の項、表87の項、表111の項、表115の項、表125の項、表131の項、表137の項、表141の項、表145の項、表158の項、表161の項、表164の項、表165の項、表166の項、表173の項</li> </ul> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、表69の項、表70の項、表71の項</li> </ul> <p>&lt;オンライン資格確認の準備事務の根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法附則第6条第4項</li> <li>国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事後	根拠法令の修正のため
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	しきい値調査の実施による変更